

所有権解除手続きについて

2025年7月1日
(株)スズキ自販宮城

【手続きの流れ】

- 1、車検証と担当者様名・連絡先・FAX番号を記入されたものをFAXで送って下さい。
- 2、受付した翌々日（土日・祝祭日及び弊社休業日の時はその翌日）の13：00以降に回答書をFAXでお送りします。
※担当者が不在の場合は、翌々日の対応ができない場合がございます。予め、ご了承下さい。
- 3、お送りした回答内容に問題がなければ【必要書類（※1）】をご用意の上、弊社宛にご郵送ください。
※この後の流れにつきましては、下記の【所有権解除書類の受渡しについて（※2）】をご覧ください。

一般のお客様は、購入営業所へお問い合わせいただいても構いません。

【必要書類（※1）】 公的証明書は発行より3ヶ月以内のもの、免許証は有効期限内のもの

- ① 所有権解除依頼書(兼残債照会依頼書)〔原本〕 ※下記PDFをダウンロードしてください。
- ② 自動車検査証〔コピー〕 ※電子車検証の方は「車検証記録事項」も添付してください。
- ③ ご本人様確認書類
【軽自動車】
 - ・ 個人名義の場合は、免許証〔コピー〕または印鑑証明書〔原本〕
※マイナ免許証の方は印鑑証明書〔原本〕・実印をご用意ください。
 - ・ 法人名義の場合は、印鑑証明書〔原本〕
【登録車】
 - ・ 個人名義／法人名義共に、印鑑証明書〔原本〕
- ④ 今年度の自動車納税証明書〔コピー〕 ※オンライン納税の方もご準備ください。
(念書不可。登録番号が載っていて領収印がはっきり見えるもの)
- ⑤ 完済証明書コピー（お持ちであれば）
- ⑥ その他（状況に応じてご準備ください）〔原本〕
 - A、車検証住所と一致しない場合はつながりのわかる公的証明書
 - B、使用者名義が合併・統合・結婚等で変わっている場合は
《同一性確認書類（公的証明書）》
 - ・ 個人名義の場合は、住民票（除票）等
 - ・ 法人名義の場合は、登記簿謄本等
 - C、使用者の方が死去されている場合は
《死去された公的証明書》
 - ・ 戸籍謄本等で死去の確認ができるもの
 - ・ 依頼されるご家族の方の確認書類
【軽自動車】 免許証〔コピー〕または印鑑証明書〔原本〕
【登録車】 印鑑証明書〔原本〕
- ⑦ 弊社よりお送りした回答書

※ ディーラーカードをお持ちのお客様は、①・③・⑥は不要です。

【所有権解除書類の受渡しについて（※２）】

上記の必要書類を弊社下記あて先までご郵送下さい。

ご郵送の際は、個人情報保護・配達事故防止の為、追跡可能な配送方法で送付して下さい。

※ 必要書類に不足、不備等ある場合は【所有権解除依頼書(兼残債照会依頼書)】に記入された連絡先へご連絡させていただきます。

【 軽自動車の場合 】

ご郵送いただいた必要書類確認後、全軽自協へ所有権解除情報を登録いたします。

登録が完了したら軽自動車協会事務所窓口での手続きが可能となります。

※「所有者変更承諾通知書」が必要な方はレターパックを同封してください。

【 登録車の場合 】

【所有権解除依頼書(兼残債照会依頼書)】に記入された受任者様宛に譲渡書類をお送り致します。レターパックプラス（赤色のもの）または、宅急便着払い伝票（ヤマト運輸か佐川急便）を同封して下さい。

同封のない場合は、ヤマト運輸の着払便で発送させていただきますのでご了承下さい。

※ 受領書を同封いたします。お受け取りになりましたら必要事項をご記入の上、弊社までご返送ください。

【 書類送付先 】

〒983-0034

宮城県仙台市宮城野区扇町5丁目11-3

株式会社 スズキ自販宮城 業務課 荒井 宛

TEL：022-284-8181 FAX：022-231-9446

【 弊社窓口 】

本社 2 F 事務所（2 F 事務所へはショールーム建物左脇の入口よりお入り下さい）

受付時間 13：00～16：00

※ 休業日 土日、祝祭日、他（年末年始、GW、夏季休暇等の休業日がございます）

※コピーと記載のあるものは、複写機を使用し全面を原寸大でコピーしたものをご用意ください。

カメラで撮影したものは使用できません。

※万一、書類に不備があった場合はご連絡の上、書類一式をヤマト運輸着払便で返却させていただくことがございます。

※手続き終了後は、ご提出いただいた書類はお返し致しません。

※ご不明な点がございましたら、弊社までお問合せください。